

通所介護計画の作成について(質問と回答)

No.	項目	質問	回答
1	通所介護計画に位置づける所要時間	通所介護計画に位置づけられる所要時間はどのように考えたらよいか。	<p>通所介護の報酬算定に当たっては、所要時間による区分は、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとされています。</p> <p>東京都においては、この「標準的な時間の設定」については、その見積もった時間よりも10分から15分程度は余裕を持った時間に設定すべきと考えています。これは、利用者の立場に立ち、通所介護計画に位置付けられたサービス内容を確実に実施できる運営であること、また、サービス提供の内容に見合った適切な報酬算定とすること等の観点から必要な考え方としております。</p> <p>特に、報酬算定区分ぎりぎりの時間数(3時間、5時間、7時間)を所要時間として計画に位置づける場合に重要な要素となるので、ご理解いただきたいと思えます。</p> <p>具体的には、7時間以上9時間未満のサービス提供を行う場合、たとえば7時間ちょうどの所要時間を見積もった場合、7時間ぴったりではなく、7時間15分程度の通所介護計画として作成すべきということです。この場合、ある日には事情により7時間未満のサービス提供になったとしても、計画どおり7時間以上9時間未満の区分の報酬算定が可能ということになります。</p> <p>ただし、その利用者のサービス提供実績が頻繁に7時間未満となるようであれば、通所介護計画の見直しが必要となりますのでご注意ください。</p>
2	送迎の所要時間の設定	通所介護の所要時間については、「送迎に要する時間は含まれない」とされているが、これは具体的にどのような内容か。	<p>通所介護の所要時間には、送迎に要する時間は含めません。</p> <p>「送迎に要する時間」とは、具体的には、送迎車からの乗降及び事業所内までの移動時間や、上着の着脱などの身支度に要する時間、また、送迎車の到着を待つ間の待ち時間などを指します。</p> <p>これらは通所介護のサービス提供時間には含まれないため、通所介護計画には位置づけられず、所要時間にも含めないこととなります。</p>
3	通所介護計画に位置づける所要時間	通所介護計画に位置づけるサービス内容と報酬算定区分について、利用者への説明はどう考えるのか。	<p>通所介護計画書には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載することとなり、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。</p> <p>通所介護計画書の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、同意を得なければならないこととされています。</p> <p>利用者への説明に際しては、通所介護計画に位置づけたサービス提供内容とその所要時間も明記し、介護報酬算定区分も容易に把握できる内容としなければなりません。</p> <p>また、通所介護計画の評価・見直しのため、サービス提供記録の様式においても、実際のサービス提供の状況を記録できるものとして、サービス提供の開始時間と終了時間を記録できる様式となっていることが必要です。</p> <p>利用者に対しては、自身が受けるサービス提供の内容と時間帯、その結果支払うことになる介護報酬と自己負担分をわかりやすく説明できる体制を整備し、利用者に対し、十分説明することが必要です。</p> <p>なお、計画に位置づけたサービス提供を行うための所要時間欄を設けた「通所介護計画書の様式例」については、別紙のとおりとする。</p>

# 通所介護（介護予防通所介護）計画書

**（注意事項）**

事業所名  
作成 年 月 日

計画作成氏名 \_\_\_\_\_

氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住所	予防通所介護計画には、必ず「サービスの提供を行う期間」を記載してください。	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
電話		サービスの提供を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
居宅（介護予防）サービス計画			（介護予防）通所介護計画（長期・短期目標等）	
長期				
短期				
利用者及び家族の意向				
サービス利用上の留意事項				

援助内容

個別援助内容

援助内容			項目	内容	留意事項					
迎え	自宅発	:								
	事業所着	:								
プログラム（日課）										
（予定時間）	（サービス提供内容）	各プログラムの所要予定時間								
9:30 ~	健康チェックほか	0:30 程度	注意) 送迎に要する時間（送迎車からの乗降及び事業所内までの移動時間や、上着の着脱などの身支度に要する時間）はサービスの所要時間には含まれません。							
10:00 ~	入浴・整容	1:00 程度								
11:00 ~	リハビリ体操	0:30 程度	注意) 各プログラムの所要予定時間については、当該サービスを提供するための標準的な時間を設定してください。							
1		1:15 程度								
1		0:15 程度								
1		1:30 程度								
1		1:00 程度	注意) 通所介護計画に位置づけたプログラムが終了した後に、家族の帰宅の都合等により、さらに延長（預かり）サービスを提供する場合は、通所介護計画外として扱い、別途利用料を徴収することができます。							
15:30 ~	帰りの会	0:30 程度								
16:00	サービス提供終了		注意) 各プログラムの所要予定時間を積算し、当該通所介護計画に位置づけるサービス提供のための標準的な時間数を算出してください。							
	（サービス提供終了）									
	合計所要時間	6:30 時間								
送り	事業所発	:								
	自宅着	:								
			利用日	月	火	水	木	金	土	日

報酬算定区分

3-5時間 ・ 5-7時間 ・ 7-9時間

注意)  
 該当の報酬算定区分に丸をつけてください。  
 （介護予防通所介護の場合は、報酬算定区分の欄は不要ですので、削除してください）

通所介護計画（介護予防通所介護計画）について説

年 月 日

利用者同意欄 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

## サービスの実施状況及び目標の達成状況

注意)

特に、介護予防通所介護については、次のように定められているので、ご注意ください。

介護予防通所介護運営基準 第109条

第9号 介護予防通所介護においては、少なくともつきに1月に1回は利用者の状態、サービスの提供状況を介護予防支援事業者へ報告するとともに、サービス計画期間終了時までには少なくとも1回は計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うこと。

第10号 管理者は、モニタリング結果を記録し、当該記録を介護予防支援事業者へ報告しなければならないこと。

第11号 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

## 評価

上記のサービスの実施状況及び目標の達成状況並びに評価内容について説明をしました。

年 月 日

説明者

氏名

・個別機能訓練計画・栄養ケア計画・口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって各種加算の計画の作成に代えることができます。

(平成20年8月1日からの適用)